

八雲村学校給食センター施設整備事業 実施方針

平成13年4月2日

八 雲 村

目 次

1	特定事業の選定に関する事項	1
1-1.	事業の名称	1
1-2.	事業の目的	1
1-3.	対象となる公共施設等	1
1-4.	施設管理者	1
1-5.	事業内容	2
1-6.	遵守すべき法令	3
1-7.	事業の選定方法	3
1-8.	選定基準	4
2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
2-1.	募集、選定方法	5
2-2.	募集、選定の手順	5
2-3.	応募者の備えるべき参加資格要件	6
2-4.	応募に係る提出資料	6
2-5.	審査及び選定に関する事項	7
3	事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項	9
3-1.	予想される責任及びリスクの分類と官民での負担	9
3-2.	村による事業の実施状況、サービス水準の監視	9
4	公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項	10
4-1.	立地条件	10
4-2.	施設要件	10
5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
7	法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援に関する事項	11
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	12
8-1.	実施方針への意見受付	12
8-2.	入札に伴う費用	12

1 特定事業の選定に関する事項

1-1. 事業の名称

「八雲村学校給食センター施設整備事業」(以下、「本事業」という。)

1-2. 事業の目的

本事業は、県道拡幅に伴い移転する八雲村学校給食センターを建て替え、衛生的かつ安全で、働きやすい先進的・効率的な施設を整備することを目的とします。

また、園児、児童、生徒に、学校給食を通じて、健康づくりや食文化への意識の向上、ならびに、集団生活のマナー・ルールを身に付けてもらうための核施設となることを期待しています。

1-3. 対象となる公共施設等

本事業の対象となる公共施設は以下のものを想定しています。

名 称	: 八雲村学校給食センター
立地場所	: 島根県八束郡八雲村大字西岩坂地内
用途地域	: なし
容積率 / 建蔽率	: 400% / 70%
対象敷地面積	: 約 3,000 m ²
給食供給能力	: 約 1,000 食 / 日
稼働日数	: 約 200 日 / 年

1-4. 施設管理者

施設管理者は、八雲村長 石倉徳章です。

1-5. 事業内容

(1) 事業方式

民間事業者は事業の実施に必要な資金の確保を自ら行ったうえで、学校給食センターの設計、建設、必要設備等の調達ならびに施設・設備等の維持管理及び修繕更新を行い、村が学校給食センターの所有、ならびに運営を行います。事業方式は、BTO方式です。なお、村は学校給食センターを設計、建設した事業者と、一括して施設・設備等の維持管理契約ならびに修繕更新契約を締結するものとします。

(2) 事業内容

民間事業者は、創意工夫を發揮し、衛生的かつ安全で、働きやすい先進的・効率的な学校給食センターの設計及び建設ならびに附帯施設等の整備を行い、学校給食センターの供用開始時から事業期間終了までの期間、施設・設備等の維持管理及び修繕更新を行います。

民間事業者が行う事業範囲は以下のものを想定しています。詳細については募集要項で記載する予定です。

事業全体に係る事項

- ア 事業実施に必要な関連手続き
- イ 必要資金の確保

学校給食センターの設計・建設に係る事項

- ア 旧給食センターの解体・整地等（基礎等を含む）
- イ 新給食センターの設計、建設
- ウ 所有権移転等に関する手続き

必要設備等の調達に係る事項

- ア 調理設備等（炊飯設備を含む）
 - 1日1,000食の給食を無理なく供給できる調理・炊飯設備
 - 1日1,000食の給食を無理なく供給できる食器類、食缶、トレイ（ただし、これらは維持管理、修繕更新の対象としない。）
 - 掃除用具、鍋・包丁等、湯呑み茶碗等の備品、洗剤等の消耗品は含まない。
- イ 幼稚園、小学校、中学校への配送車（2トン車1台）及び連絡用貨物車（軽1台）のメンテナンス付きリース
- ウ 給食センターで使用する備品等（詳細は募集要項で示します。）

維持管理、修繕更新に係る事項

- ア 学校給食センターの点検ならびに維持管理、修繕更新等
- イ 必要設備等の点検ならびに維持管理、修繕更新等
- ウ 調理環境の点検業務（空調、衛生環境、水道水のチェック等）
- エ 関係者不在時の施設警備（緊急時に30分以内で現場に到着できる体制の整備）
- オ 植栽管理（清掃は含みません）

(3) P F I事業者の収入

八雲村は、学校給食センターの解体、設計、建設、必要設備等の調達ならびに施設・設備等の維持管理及び修繕更新に係る費用を事業期間にわたり一体として支払うこととします。なお、修繕費の支払時期等についての考え方は募集要項に記載する予定です。

学校給食センターの購入費用に係る支払い期間は、村としては可能な限り長期間を希望しますが、考え方等について募集要項に記載する予定です。

学校給食センターの購入費用に係る金利変動に伴う改定ならびに修繕費及び維持管理費の物価調整についての考え方は募集要項に記載する予定です。

村から民間事業者への支払いは年1回を想定していますが、支払いの考え方は募集要項に記載する予定です。

(4)事業期間

事業開始時期は平成13年10月1日とし、学校給食センターの供用開始時期は平成14年9月1日を予定しています。

事業期間は学校給食センターの供用開始から30年間とします。

30年経過時点で民間事業者は、村が学校給食センターを継続して使用可能な状態として事業を終了することとしますが、使用可能な状態の定義は募集要項に記載する予定です。

1-6. 遵守すべき法令

本事業を実施するにあたって民間事業者は、学校給食法、建築基準法、消防法、その他関連する法令等を遵守することとします。

1-7. 事業の選定方法

実施方針公表後、本事業をP F Iで実施することにより、村の財政負担の軽減が図られる、もしくは同じ財政負担のもとでサービス水準の向上が期待できることが見込まれる場合に、本事業を特定事業として選定し、公表します。

1-8. 選定基準

特定事業の選定を行う場合、次の手順により客観的評価を行います。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ 総合評価

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1. 募集、選定方法

民間事業者の募集、選定は総合評価一般競争入札方式によるものとし、資格審査及び提案書審査の二段階で選定を行います。

2-2. 募集、選定の手順

現時点では以下のスケジュールを想定しています。

(募集、選定スケジュール)

平成13年4月2日	実施方針の公表
平成13年4月6日	実施方針への意見受付締切
平成13年4月20日	特定事業の選定結果の公表
平成13年5月初旬	募集要項の配布、説明会の実施
平成13年5月中旬	応募者受付締切
平成13年5月下旬	1次審査結果の通知
平成13年5月下旬	2次募集資料の配布
平成13年6月下旬	提案受付締切
平成13年7月下旬	優先交渉権者の選定
平成13年9月上旬	仮契約の締結
平成13年9月中旬	本契約の締結

2-3. 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、必要な資金の確保を自ら行ったうえで学校給食センターの設計、建設、必要設備等の調達ならびに施設・設備等の維持管理及び修繕更新を行う能力を有した単独企業、もしくは、これらの能力を有する者を含むグループとし、次の資格要件を備えるものと予定します。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- イ 資格確認基準日に八雲村もしくは島根県の指名停止中でない者
- ウ 最近 1 年間の法人税及び法人事業税を滞納していない者
- エ 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者
- オ 村との交渉窓口として、島根県内に本・支店・営業所を開設する企業であること
- カ HACCP に関する相当程度の知識を有する企業であること

なお、グループで応募する場合、ア、イ、及びウの要件は構成員全員が満たす必要がありますが、エ、オ及びカの要件は構成員の一部が満たすことで足りる。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできないものとします。また、応募者の構成員の変更は基本的には認めません。やむを得ない事情が生じた場合は村の承認を得るものとします。

2-4. 応募に係る提出資料

村は、応募者から次の資料を提出していただくことを予定しています。

(1)参加表明時

- ア 参加意志表明書
- イ グループ企業メンバー表（2-3.オに定める村との交渉を担当する一社を明記）
- ウ 会社概要及び決算報告書（直近 3 ヶ年）
- エ 納税証明書（法人税及び法人事業税ともに直近 1 ヶ年。法人事業税については、島根県内に事務所または事業所を有する場合は島根県のもの、島根県内に事務所または事業所を有しない場合は本社所在地のものとする。）
- オ HACCP 施工実績を示す書類（工事概要や写真等で構成）もしくは、旧厚生省通知（平成 9 年 2 月 3 日 衛食第 31 号 衛乳第 36 号）による HACCP に関する相当程度の知識を有する者が含まれることを証明する書類

(2)提案書提出時

- ア 施設計画提案書
- イ 修繕更新・維持管理計画提案書
- ウ 事業収支計画提案書

(3)応募図書の著作権

応募図書の著作権は、それぞれの作成団体に帰属しますが、公表・展示・その他村が必要と認めるときは、村はこれを無償で使用できるものとします。

2-5. 審査及び選定に関する事項

(1)審査の基本的考え方

審査体制

民間事業者の審査・選定にあたり、村は学識経験者及び村職員等により構成される「八雲村学校給食センター建設に係る民間資金等活用事業審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置します。

審査委員会の委員は下記のとおりです。

(委員長)

小林 定 教 島根大学総合理工学部教授(建築学)

(副委員長)

白 鹿 千 壽 八雲村助役

(委員)

小 松 季 義 建築業(前八雲村教育委員長)

亀 山 英 嗣 設計事務所

泉 和 夫 八雲村教育長

三 島 敏 郎 八雲村総務課長

審査の基準

審査は以下の視点から行います。なお、事業者選定に係る落札者決定基準は募集要項で記載する予定です。

ア 設計・建設計画に関する視点

イ 維持管理に関する視点

ウ 修繕更新に関する視点

エ 事業計画に関する視点

オ 村の負担額に関する視点

(2)優先交渉権者の決定及び公表

審査委員会は、最も優れていると認められる優秀提案者を選定し村長に報告します。村長は審査委員会の報告を受けて優先交渉権者を決定します。

村は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議が成立した後に仮契約を行います。本契約は、必要となる議会の議決を経て締結することとします。

審査委員会における審査の経過及び結果は、村長が優先交渉権者を選定した後に公表します。それまでは審査に関する問い合わせには一切回答しません。また、本事業に関し個別に審査委員に問い合わせ等を行った場合は、当該民間事業者もしくは当該民間事業者を構成員に含むグループは失格となります。

3 事業者の責任の明確化等事業の適性かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1. 予想される責任及びリスクの分類と官民での負担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。本施設の設計・建設・修繕及び維持管理において発生するリスクは原則として民間事業者が負うこととします。ただし、学校給食センターの所有及び運営に係るリスク、ならびに、村が負担することが合理的と判断されるリスクについては、村が相応のリスク負担を行うこととします。

瑕疵担保責任の期限については民法における最長期間を想定していますが、詳細については募集要項で記載する予定です。

(2) 予想されるリスクと責任分担

村と民間事業者の責任分担は別添資料の内容を想定していますが、今後、事業参加希望者の意見等を反映させて修正を行い、募集要項で明確にすることとします。

3-2. 村による事業の実施状況、サービス水準の監視

村は維持管理サービスの提供水準について監視を行い、契約で定められた水準に達しない場合は、警告、改善計画の徴収、支払額の減額等を行います。なお、契約違反が繰り返される場合は事業権契約の破棄を行う場合もあります。

4 公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項

4-1. 立地条件

立地場所 : 島根県八束郡八雲村大字西岩坂地内
用途地域 : なし
容積率 / 建蔽率 : 400% / 70%
対象敷地面積 : 約 3,000 m²
ボーリングデータ等は募集要項に記載する予定です。

4-2. 施設要件

(1) 基本的考え方

施設・設備等は、衛生的かつ安全で、働きやすい先進的・効率的なものとしします。

施設・設備等の機能の詳細については募集要項で示しますが、近年のO-157等に係る状況に鑑み、HACCP基準に準拠した施設・設備等を想定しています。

また、園児、児童、生徒に、学校給食を通じて、健康づくりや食文化への意識の向上、ならびに、集団生活のマナー・ルールを身に付けてもらうための核施設となる機能（見学施設や会議室等）を備えた施設・設備等を想定しています。

(2) 構成要素

学校給食センターに必要な構成要素は以下のとおりとします。なお、村として施設・設備等に要求する機能水準につきましては募集要項に記載する予定です。

- ア 消毒室
- イ 食材等を検収する室
- ウ 食材等を下処理する室
- エ 食材等をカットする室
- オ 調理を行う室、炊飯を行う室、あえものサラダ室等
- カ 洗浄を行う室
- キ 積み込み準備室
- ク 必要な貯蔵庫等（食品庫、食品冷蔵・冷凍保存庫、米庫、油庫、洗剤庫、備品庫、倉庫、ゴミ庫等）
- ケ 学校給食センターの運営等の事務を行う室
- コ 学校給食センター職員等の休憩に供する室及び更衣室
- サ 学校給食センター職員等の研修や必要な会議を行う室
- シ その他必要な室（トイレ、シャワー室、洗濯乾燥室、外部出入口前室、見学者通路、機械室等）

(3)給食センター職員体制

学校給食センターに勤務する職員は、平成13年4月1日現在、所長1名、栄養士1名、調理員4名、臨時調理員3名です。

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、村と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には契約において定める具体的措置を行うこととします。

また、事業契約に関する紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、契約において定める措置をとることとします。

事業の継続に支障をきたす事由や処理方法等の考え方については募集要項で記載する予定です。

7 法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、村はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとし、

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

8-1. 実施方針への意見受付

本実施方針において村が想定している事項を中心に意見がある場合は、下記宛て郵送もしくはファクシミリにて提出することとします。

ア 意見受付窓口：八雲村教育委員会

〒690-2192 島根県八束郡八雲村大字西岩坂3 1 6 番地

電話：0852-54-2478 ファクシミリ：0852-54-1869

イ 意見受付期間：平成13年4月2日（月）～平成13年4月6日（金）午後5時まで

8-2. 入札に伴う費用

応募者の入札に係る費用については、すべて応募者の負担とします。